

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成27年9月8日(火) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14Fホール

出席委員 46名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	24番 坂口 信行	25番 清崎 勝矢
26番 上田 定信	27番 馬原 清隆	28番 榭永 築
29番 杉本 清和	30番 福原 幸一	31番 牧坂 邦夫
32番 林田 智博	33番 高群 藤雄	34番 谷口 憲治
36番 梅田 誠也	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員 3名

23番 竹原 孝昭	35番 北口 和皇	37番 角居 登
-----------	-----------	----------

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数49名中46名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

皆様方におかれましては、今日は本当に台風15号でハウスあたり大変被害に見舞われた方々、本当に心からお見舞い申し上げます。また、今日は総会になっておりますので、どうかよろしく願いいたします。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法

に基づく農用地利用集積計画が、主なものになっておるわけでございます。本日の総会がスムーズに進行がいきますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者に11番の山田明文委員と12番の木下三智也委員を、書記に事務局の小原陽子主任主事を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの7件となっております。追加議案、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により買入協議を行う旨の通知の要請についての8件でございます。よろしくお願いしておきます。

それでは、議事に入る前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。農地班の岩永です。早速ですが、議案書の訂正をお願いいたします。

まず1枚開いていただきまして目次になりますけれども、第2号議案、競売買受適格証明願、こちらについて件数が12件と表示しておりますところを11件と訂正方お願いします。あわせまして同ページの第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請と、こちらが25件と表記しておりますものを、1件取り下げになっておりますので24件と訂正方お願いします。これに伴いまして一番下段の合計数ですけれども、130となっておりますところを128と訂正方お願いします。

続きまして、個別なものに入ります。ページが13ページになります。8番、競売に伴うもの、こちらについては取り下げになっております。

続きまして、20ページになります。18番から20番までの農地区分の欄ですけれども、こちら今1種農地と表記しておりますところを2種農地と訂正方お願いします。

続きまして、21ページ、次のページです。21番ですけれども、こちらは前回継続審議となっておりますが、こちらは取り下げが出ておりますので、取り下げということで斜線等の対応方よろしくお願い

いします。

訂正は以上です。

議 長 それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、54件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

 それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

 16番委員です。

 1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

 1番から4番までは関連で、譲受人は、平成3丁目にお住まいの兼業農家で、経営拡張のため農地を取得する申請です。申請地につきましては、許可後は米を作付されます。

 以上、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、1番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

6番 西富大二郎委員

 6番委員、西富です。

 5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

 譲受人は、益城町にお住まいの専業農家で、甥への贈与のため所有権移転する申請です。申請地につきましては、許可後は米、大根を作付されます。

 以上、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いします。

議 長 ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、6番。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

6番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

譲受人は平山町にお住まいの兼業農家の親から子供への贈与のために所有権移転する申請です。申請地につきましては、許可後は苗木を作付されます。

以上、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当との協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、7番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

7番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番から10番までは関連で、西区田崎町の一般企業の法人が、農業参入のための賃借権設定の申請です。平成27年10月15日から平成37年6月14日までの賃貸借権の設定で、毎年10月15日から翌年6月14日までを期間借地されます。同法人に先日の地区委員会に出席を願い聞き取り調査を行い、事業計画などの確認をしております。申請地ではタマネギを生産、販売していく計画です。

11番は、年金受給継続のため同居の後継者へ使用貸借権の設定をされる申請です。平成28年6月15日から平成38年10月14日までの使用貸借権の設定で、毎年6月15日から翌年10月14日までを期間借地されます。今回3条申請、10番の表作として使用貸借

されます。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を栽培される計画です。

以上5件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より7番から11番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

28番 榊永築委員

28番委員、榊永です。

12番から16番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者は主にナシ、ミカンをつくられる専業農家で、申請地にはミカンをつくられる予定です。

13番は、独立就農のための申請で、賃貸借されるものです。さきの地区委員会で営農計画について聞き取り調査を行っております。申請者は河内町の農園等で農業経験を積まれ、今回、青年就農給付金制度を活用され農業経営を開始されます。申請地にはミカンをつくられる予定です。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

15番は、同居の後継者夫妻へ贈与されるものです。申請者夫妻はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

16番も、同居の後継者へ贈与されるものです。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上5件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、12番から16番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、17番。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

17番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

18番は、新規就農のための所有権移転の申請です。法人の構成員が高齢化したため、構成員の一人である譲受人が取得するものです。許可後は引き続き米をつくられる予定です。

19番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人はネギをつくっておられ、許可後はネギをつくられる予定です。

20番は、経営拡張のための所有権移転で、譲受人は米と果物を栽培されており、許可後も米と果物をつくられる予定です。

21番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

22番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は米と野菜をつくっておられ、許可後は米及び野菜をつくられる予定です。

23番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

以上7件、先日の地区委員会において検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、17番から23番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、24番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

24番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、子へ贈与のための所有権移転で、譲受人は施設園芸と米

を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

以上、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、24番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員、清崎です。

富合地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番は、営農型太陽光に関連した3条申請です。これは空間部分に関する使用貸借権を設定するもので、借受人である法人が耕作されるものではありません。

26番は、経営移譲のための使用権設定の申請です。申請人は兼業農家で主に米を作付されており、許可後は米を作付される予定です。

以上2件について、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、25番から26番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、27番。

40番 村上正春委員

40番委員。

27番から36番について、地区委員会での検討状況を報告します。

27番から31番は関連で、譲受人が両親からの贈与及び経営拡張のために所有権を取得される申請です。譲受人は施設園芸の専業農家で、許可後は主にスイカなど施設園芸野菜をつくられます。

32番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権の再設定をされる

申請です。許可後も大根等の露地野菜と水稲をつくられる予定です。

33番から35番は関連で、姉から贈与と経営拡張のため賃貸借権設定の申請です。譲受人は兼業農家で、許可後は水稲、飼料作物をつくられる予定です。

36番は、後継者へ経営移譲をされる申請です。譲受人は専業農家で、許可後はスイカをつくられる予定です。

以上、先日の地区委員会で検討した結果、農地法3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、27番から36番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、37番。

34番 谷口憲治委員

34番委員。

37番から54番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

37番は、経営拡張のための売買による所有権移転申請でございます。許可後は飼料を作付される予定です。

38番、39番は関連です。独立就農のための使用貸借による権利設定です。就農労働力として自分のほか友人を1名常時雇用するというこの予定でございます。5年間の使用貸借の予定で、許可後はキャベツ、カボチャ、トマトを作付される予定です。先日の地区委員会に出席いただき事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題がないことを確認いたしております。

40番は、経営拡張のための売買による所有権移転申請でございます。許可後は水稲を作付される予定です。

41番は、後継者への贈与による所有権移転申請です。許可後は水稲とメロンを作付される予定です。

42番から44番は関連でございます。新規就農のための使用貸借、賃貸借による権利の設定でございます。許可後は水稲、スイカ、ナス、キュウリ等を作付される予定です。

45番は、兄への贈与による所有権移転の許可申請です。許可後はスイカを作付される予定です。また、合志市農業委員会へ畑3,423㎡の同様の申請がなされております。

46番も、兄への贈与による所有権移転申請でございます。許可後は水稲、スイカを作付される予定です。

47番から49番は関連で、独立就農のため夫婦で使用貸借、賃貸借による利用権設定の許可申請でございます。許可後は水稲、カンショ、ショウガ、ニンニクを作付される予定です。先日の地区委員会に出席をいただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題がないことを確認いたしております。

50番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請でございます。許可後は露地野菜を作付される予定です。

51番から54番は関連でございます。独立就農のため使用貸借、賃貸借による権利設定でございます。許可後はニンジン、サトイモ、ニンニクを作付される予定です。先日の地区委員会に出席いただき事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題がないことを確認いたしました。

以上18件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、37番から54番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）11件でございます。

議事に入ります前に、議案11番の願出人が議席番号14番の山口委員、議案12番の願出人が議席30番の福原委員ご本人になっております。よって農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、議事に参与することができません。山口委員、福原委員には、審議終了まで議場から退席していただきます。山口委員、福原委員、よろしく願いします。

（山口委員・福原委員 退室）

議長 　　それでは、議事に入ります。地元委員のご報告につきましては、農地法第3条の許可基準に基づき、委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

1番から12番につきまして全て関連で、富合町木原、田5筆の競売に関する耕作目的での買受適格証明願です。入札期間は平成27年10月6日から平成27年10月13日までです。地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、主にミカンを栽培されている兼業農家で、申請地には米をつくられる予定です。

2番は、主に米、大豆を栽培されている専業農家で、申請地には米、大豆をつくられる予定です。

3番は、主にピーマン、スイカ、キュウリを栽培されている専業農家で、申請地にはキュウリをつくられる予定です。

4番は、主に米、麦を栽培されている専業農家で、申請地には米、麦をつくられる予定です。

5番は、主にトマト、芋、キャベツを栽培されている兼業農家で、申請地にはトマトをつくられる予定です。

6番は、主に米、麦、大豆、イチゴを栽培されている専業農家で、申請地には米、麦、大豆をつくられる予定です。

7番は、主に米、サトイモを栽培されている専業農家で、申請地には米、麦をつくられる予定です。

9番は、主に米、麦、大豆を栽培されている専業農家で、申請地には米、麦をつくられる予定です。

10番は、農業生産法人として活動しており、主に米、ミョウガを栽培されており、申請地にはトマト、アスパラをつくられる予定です。

11番は、主にスイカ、野菜等を栽培されている専業農家で、申請地には米、麦をつくられる予定です。

12番は、主に米、麦、大豆、キュウリ、イチゴを栽培されている専業農家で、申請地には米、麦、大豆をつくられる予定です。

以上、1番から7番及び9番から12番まで、先日の地区委員会での聞き取り調査及び協議の結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず全員が資格を満たし、買受者として適格であることを判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、1番から12番まで地元委員より報告がありましたが、8番は取り下げでございます。このことに何か皆さんご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であることを決定いたします。

なお、願出人が最高価格買受申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。
それでは、山口委員、福原委員には入室をお願いいたします。
(山口委員・福原委員 入室)

議 長 続きます。第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
議事に入ります前に、議案1番の申請人が議席番号10番三原委員本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、議事に参与することができません。三原委員には、1番の審議終了まで議場から退室していただきます。三原委員、よろしくお願いたします。
(三原委員 退室)

議 長 それでは、1番、お願いいたします。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、農業倉庫建築のための転用申請です。申請人はトマトなどをつくられる専業農家で、生産から出荷、販売までを一体化し効率化を図るために、既存ハウスに隣接しているこの土地を計画されました。申請地は、農業振興地域内の農用区域内であり、原則転用は不許可ですが、さきの熊本市の会議におきまして農業用施設への用途区分変更が認められており、農用地利用計画に指定された用途への転用であり、不許可の例外規定に該当し転用は可能と判断されます。土地利用計画は、面積978㎡のうち372㎡に、農業用倉庫1棟で建築面積80㎡の建築及び従業員駐車場6台分への転用を計画されており、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年9月30日から平成27年11月30日までを予定されております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回

の申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　それでは、三原委員、入室をお願いいたします。

（三原委員 入室）

議 長 　　続きます、2番。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

2番と3番について、地区委員会の協議状況を報告します。

2番と3番は関連で、道路拡張のための転用許可申請です。先日、個人住宅へ転用申請がありました宅地へ続く既存道路は、道幅が2.4mで車の離合ができず県道から進入も困難であるため、4m道路に拡幅するものです。農地区分は、市街地の区域などに隣接し、近接する農地が10ha未満であるため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、2番、3番とも道路拡幅の目的で、妥当な面積と思われます。隣接農地の同意、資金計画、排水計画、被害防除とも問題はありませぬ。工事計画は、平成27年10月1日から平成27年11月30日までの約2カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上2件につきまして、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地条件の面並びに、立地基準の面、転用確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、4番。

7番 網田稔委員

7番委員。

4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、電気の設備関係を営む申請人が、自宅そばに事業用の駐車場と、以前から使われている地目変更されていなかった公衆用道路を、転用許可申請するものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、公衆用道路が130㎡、駐車場が2台分で74㎡であり、妥当な面積と思われます。隣接農地は本人所有で、自己施工で資金も不要です。排水計画、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成27年10月1日から27年10月30日までの1カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、5番。

40番 村上正春委員

40番委員。

5番について、地区委員会での協議内容を報告します。

5番は、申請人が個人住宅を建設するための転用申請です。申請地は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続するため不許可の例外規定に該当すると判断されます。申請地には借家住まいで手狭となったため個人住宅を計画されました。隣接する農地の同意、その他必要書類は添付されております。

以上、さきの地区委員会で現地調査、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、6番。6番、北区。

3番 牧野正治委員

失礼しました。3番、牧野です。

6番についての地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、太陽光発電施設建設のための農地転用申請であります。農地区分は、山林と自転車道と住宅地に囲まれた10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地の選定については、他を探したが、日当たりや広さ等太陽光発電設備を設置するための適当な代替地を検討したが、取得できる土地がなかったためと、高齢化のため耕作がだんだんと困難になりつつあるため、有効活用の観点から本件農地を選定したとのことであります。転用面積としては適正な面積と判断されます。事業計画、融資証明、隣接農地の同意等もそろっており、工事期間は平成27年11月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしているとの協議に至りました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請でございます。24件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いいたします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番から7番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、宅地建物取引業等を営む三智開発株式会社で、農地を取得し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、上下水道管が埋設する道路の沿道で、500m以内に2つの医療施設があることから第3種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、建て売り住宅2棟を建築される計画で、転用面積としては適正なもの判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成28年3月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして、2番と3番は関連で、宅地建物取引業を営む三智開発株式会社が、農地を取得し資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、上下水道管が埋設する道路の沿道で、500m以内に2つの医療施設があることから第3種農地と判断されます。土地利用計画は、重機、車両等を15台分、型枠、パイプ及び砕石、砂利、山砂等の置き場として利用される計画で、転用面積としては適正なもの判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年12月25日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして、4番の譲受人は、不動産の売買等を営む株式会社熊本のれん会で、農地を取得し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満で小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、建て売り住宅7棟を建築される計画で、転用面積としては適正なもの判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成28年12月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして、5番と6番は関連で、戸島2丁目にお住まいの譲受人が、農地を取得して宅地拡張をする申請です。農地区分は、10ha未満で小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画や被害防除については特に問題ありませんが、譲受人の資金証明の添付がおくってしまったために、書類不備ということで継続審議ということになりました。

最後に7番です。7番の譲受人は、不動産の売買等を営む株式会社タウン開発で、農地を取得し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満で小集団の生産性の低い第2種農地と判断され

ます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、建て売り住宅4棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成28年9月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上1番から7番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、5番と6番につきましては継続審議で、そのほかにつきましては立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、1番から7番までご報告がございましたが、5番、6番は継続になっております。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
 続きまして、8番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

8番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番、9番は関連で、保育園建設のための所有権移転の申請です。申請人は社会福祉法人で、現在、隣地に当法人の保育園がありますが、老朽化が目につくようになり園舎の改築を計画されました。また、現在の保育園は解体され跡地は園庭となる予定です。農地区分は、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内に教育施設、保育園があり、また、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で、第2種農地と第3種農地が混在している農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積2,707㎡で、転用面積997㎡に保育園1棟、建築面積680.75㎡の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までを計画されております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

10番、11番も関連で、建て売り住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は不動産業を営まれており、申請地は近隣に小学校

もあり環境もよく住宅の需要が望まれるため計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築される建て売り住宅に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積1,665.61㎡で、転用面積1,637㎡に建て売り住宅7棟の建築と新設道路、後退道路の設定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年9月30日から平成28年9月20日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

12番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は、現在、借家に住んでいますが、部屋が手狭になり、また、今後よりよい生活環境を築くために住宅の建築を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の小集団の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画、転用面積325.70㎡に、個人住宅1棟で建築面積86.50㎡の建築及び公衆用道路の設定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年10月10日から平成28年9月30日までを予定されております。また、開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、8番から12番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、13番。

28番 榊永築委員

28番委員、榊永です。

13番につきまして、さきの地区委員会で協議状況をご報告いたします。

13番は、河内校区第二町内自治会が農業用倉庫を建設される申請です。申請地の集落では、近年、農作業人口の高齢化と人手不足等により耕作されていない農地が年々増加しており、このような農地が病虫害の発生や有害鳥獣の温床となっています。今回この問題を解消すべく、共同使用が可能な農業用機械を収納できる農業用倉庫の建設を計画されました。申請地は、農業振興地域内の農業用区域内であり原則転用は不許可になりますが、先日の熊本市の会議におきまして農業用施設への用途区分の変更が認められており、農業用地利用計画に指定された用途への転用であり不許可の例外に該当し、転用は可能と判断されます。土地利用計画は、農業用機械などを収納する倉庫、鉄骨平屋建て82㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、14番。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

14番から20番について、地区委員会の協議状況を報告します。

14番は、個人住宅建設のための転用申請です。譲受人は現在アパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため家を持ちたいと思い、実家近くの父所有のこの地を選定されたものです。農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。申請の転用計画は、2筆425㎡に木造2階建てを建設されるもので妥当な面積と思われます。開発許可につきましては、開発景観課へ事前審査の申請書について回答を受けております。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。工事期間は、平成27年10月1日から平成28年8月31日までの約11カ月間の予定です。

15番は、ライスセンター建設のための転用申請です。申請地付近

にはライスセンター施設がなく地域からの要望も多く、数件の候補地の中から条件が整った当地を選定されました。農地区分は農用地区域にある農地で原則不許可ですが、農用地利用計画に指定された用途として、不許可の例外に該当するものと判断しました。申請の転用計画、2筆3, 853㎡にライスセンター関連施設を建設されるもので、妥当な面積と思われます。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。工事期間は、平成28年1月10日から平成28年9月30日までの約9カ月間の予定です。

16番は、個人住宅建設のための転用申請です。譲受人は、子供が生まれて現在住まいが手狭になって転居先を探していたところ、住環境のよいこの土地を選定されたものです。農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。申請地の転用計画は、2筆265㎡に木造2階建てを建設されるもので妥当な面積と思われます。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域にあり、開発景観課へ事前審査の申請中です。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。工事期間は、平成27年10月から平成28年8月31日までの約11カ月間の予定です。

17番は、所有権移転により生活介護事業所建設のための転用許可申請です。譲受人は社会福祉法人で、当法人が経営する特別養護老人ホームの隣地に建設計画をされました。農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地であることから2種農地と判断されます。土地利用計画は、鉄骨造平屋建て1棟を建築されるもので妥当な面積と思われます。隣接農地の同意、資金計画、排水計画、被害防除とも問題はありません。工事計画は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までの6カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えております。

18番から20番までは関連で、所有権移転による建て売り住宅建築のための転用許可申請です。申請地周辺は文教環境がよく住宅の需要が十分見込まれることから、この土地を選定されたものです。農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地であることから2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積は、1, 185㎡に4棟建築予定で1棟当たり296㎡であり、妥当な面積と思われます。隣接地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題はありません。工事計画は、平成27年10月1日から27年12月31日までの3カ月間の予定です。許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議し

ました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、14番から20番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、21番は取り下げで22番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

22番について、富合地区委員会での協議内容を報告いたします。

22番は、所有者が代表を務める法人が、借受人として営農型太陽光発電設備を設置するものです。転用面積は支柱部分に相当する面積で、許可日から3カ年の一時転用です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。原則不許可ですが、一時転用の申請のため不許可の例外規定に該当します。土地利用計画は、2筆2,193㎡の中で営農型太陽光発電設備の下部の面積が1,229㎡、転用面積とされる支柱部分の面積が0.76㎡です。太陽光発電設備下部においてはサカキ、それ以外の農地にはニラ、ハウレンソウを、所有者みずから作付される計画です。営農計画書と営農への影響の見込み及び、その根拠となる関連データ、地域の平均的な単収等の数値、また、必要な知見を有する者の意見書を添付されております。転用面積が妥当であるかについては、太陽光パネル612枚、153kwの能力で、妥当な面積だと思われます。給水設備は設けず、雨水は自然浸透、オーバーフロー分は申請地南側にある水路へ排水するものです。汚水、生活雑排水は発生しません。資金計画、被害防除等に問題はありません。

以上、地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、一時転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、22番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

続きまして、23番。

7番 網田稔委員

7番委員。

23番から24番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23番は、賃貸借権設定による資材置き場のための転用許可申請です。賃借人は、申請地近くに居住し宅地造成などの土木工事を営んでいます。工事の増加に伴い資材置き場及び駐車場を探していたため、利便のいい申請地を選定したものです。農地区分は、10haの広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。しかしながら、事業の内容及び土地利用計画について十分な聞き取りができなかったため審議が尽くせず、継続審議が妥当だとの結論に達しました。

24番は、境界不明であったため前回、継続審議となった案件です。所有権移転による資材置き場のための転用許可申請です。譲受人は建て売り住宅などを手がけている会社で、住宅建築資材の保管場所を探しており交通便のいい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、コンクリート製品、パネル、砂利などの置き場と通路から成り、妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画など問題ありません。ただ、譲渡人が以前に隣接住宅の一部として利用し、その後管理が十分でなかったことを深く反省され、始末書の提出を受けております。今回、境界の確認もでき問題ありません。工事計画は、平成27年10月10日から28年1月30日までの約4カ月の計画で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、23番は継続審議が妥当で、また、24番は転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、23番は継続、24番については地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。
議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

続きまして、25番。

40番 村上正春委員

40番委員。

25番について、地区委員会での協議内容を報告いたします。

25番は、祖母と父名義の申請地を娘さん夫婦が借り、個人住宅を建てられるための転用申請です。申請地は、10ha未満の市街地に隣接する第2種農地と判断されます。申請人は借家住まいで子供の成長にしたがい手狭となったため、個人住宅の建設を計画されました。隣接する農地は貸し人の農地であり、その他必要書類は添付されております。

以上、さきの地区委員会で現地調査、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、25番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第5号議案及び第6号議案の案件でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第5号議案及び第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（6号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細23ページの1番から24ページの7番までの合計7件でございます。1番が公社からの買い取り、2番から7番が相対による売買です。面積は、7件合わせまして田9,835㎡、畑2,078㎡の合計11,913㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細24ページの8番から28ページの18番までで、貸し手13名、借り手9名の件数11件です。契約期間別では、6年未満が5件、10年以上が6件で、面積は11件合わせまして、田2万306㎡、畑2万3,270㎡の、合計4万3,576㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸

借権、利用内容といたしましては、水稻、麦、果樹及び施設野菜です。

次に、再設定分です。明細28ページの19番から35ページの30番までで、貸し手12名、借り手11名の件数12件です。契約期間別では、6年未満が7件、10年以上が5件で、面積は12件合わせまして、田5万183㎡、畑1万6,121㎡の、合計6万6,304㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、果樹及び施設野菜です。

続きまして、第6号議案です。36ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。

明細37ページの1番で、契約期間は10年以上、面積は、田のみの2,654㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたします。続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

地区委員会で協議状況をご報告します。

1番と2番は関連で、ご兄弟で共同で耕作されています。土地の表示、証明の期間などは議案に記載されているとおりです。1番の願出人は、対象の農地について現在は減反のため米は作付されておりませんが、よく管理されており引き続き耕作されていることを、地元農業委員が確認しております。2番についても、田2筆は減反で作付され

ておりませんが、5筆ある畑ではネギを栽培しておられ引き続き耕作されていることを、地元農業委員が確認しております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、追加議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　追加議案、農業経営基盤強化促進法による買入協議を行う旨の通知要請についてご説明いたします。

　　申出人から東区戸島の農地のあっせんの申し出があり、平成27年9月2日にあっせんの調整を行いましたが、不調に終わりました。しかしながら、当該農地は優良農地であり、集積を図るためには農地中間管理機構である熊本県農業公社による買い入れが必要と認められることから、公社と申出人に対して買入協議を行う旨の通知をするよう熊本市長に要請するものです。この要請により熊本市長は、基本構想に基づき認定農業者への農地集積の必要性を考慮し、必要と判断した場合は、申出人と公社に買入協議の通知をいたします。

　　以上の通知要請についてご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、追加議案、農業経営基盤強化促進法の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について、1件でございます。ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、本件につきましては、調整が困難であり、かつ公社より買い入れが特に必要であるとして、市長に対して農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定により、申出人への通知を要請することに決定いたします。

　　次に、その他について本日は特にございませぬ。

　　以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

　　なお、本総会において議決されました案件については、その条項、

字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時16分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成27年9月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 山 田 明文

署名委員 木 下 三智也

書 記 小 原 陽子